

## 第 11 章 環境の保全のための措置



## 第 11 章 環境の保全のための措置

### 11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境影響評価の項目ごとの環境保全措置の内容は表 11.1-1(1)～(18)に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、計画区域内に教育施設が存在することから、法令等の基準に基づき設定した環境保全目標を達成することを目標とし、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を検討した。

表 11.1-1(1) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(大気質)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。</li> <li>資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。</li> <li>工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。</li> <li>計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。</li> </ul>	低減	事業者
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、必要に応じて飛散防止ネットを設置し、粉じんの飛散防止を行う。</li> <li>計画区域内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。</li> <li>工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用後の各進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。</li> <li>関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</li> <li>関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業

表 11.1-1(2) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(騒音・低周波音)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>住居や学校に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用後の各進出企業に対して「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</li> <li>各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音発生の起因となる路面状況の改善等を検討する。</li> <li>交通規制等の対策について、地元警察署との協議を検討する。</li> </ul>	低減	日高市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。</li> <li>関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</li> <li>関連車両に対してエコドライブの実施を指導する。</li> </ul>		事業者 進出企業

表 11.1-1(3) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(振動)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用後の各進出企業に対して「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準を遵守させるよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。</li> <li>関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</li> <li>関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業

表 11.1-1(4) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(悪臭)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対して、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制基準を遵守するよう要請するとともに、必要に応じて悪臭対策の徹底等、公害の発生防止に努めるよう要請する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業

表 11.1-1(5) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(水質)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水については、仮設水路にて仮設沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流する。</li> <li>・造成箇所は速やかに転圧等を施す。</li> <li>・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。</li> <li>・必要に応じて仮設沈砂池には濁水処理設備（中和処理設備）を設置する。</li> <li>・セメント系固化材による土壌改良を行う場合には、可能な限り低アルカリ性で、環境負荷の小さい固化材を採用する。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(6) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(水象)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の路盤は雨水が浸透しやすい素材又は構造とする。</li> <li>・進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透樹の整備を要請する。</li> <li>・計画区域内で流出する雨水は、すべて調整池内に導き、一時貯留した後、各河川の比流量を下回る計画で放流する。</li> <li>・造成により出現する裸地では、緑化を推進するとともに、その維持に努め、降雨流出量を抑制する。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(7) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(土壌)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削土は計画区域内の盛土材として再利用し、計画区域外への土壌搬出は行わない。</li> </ul>	回避	事業者

表 11.1-1(8) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(動物)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、可能な限り低騒音型の機械の使用に努める。</li> <li>建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。</li> <li>建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	低減	
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。</li> </ul>	低減	
造成地の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。</li> <li>公園、緑道及び緩衝緑地等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業

表 11.1-1(9) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(植物)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成地の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、緑道及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。</li> <li>「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保する。</li> <li>計画区域の南西側に公園及び緑道を造成することで、新たな生育環境を創出する。</li> </ul>	代償	事業者

表 11.1-1(10) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(生態系)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械については、可能な限り環境配慮型（低騒音型等）の機械の使用に努める。</li> <li>建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。</li> <li>建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。</li> </ul>	低減	事業者
造成地の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑地面積を確保する。</li> <li>公園、緑道、調整池及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業

表 11.1-1(11) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(景観)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成地の存在 施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対し、在来植物を中心とした緑化を要請していく。</li> <li>計画建物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」の基準を順守し、周辺環境に配慮した色彩を採用するよう指導していく。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(12) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(自然とのふれあいの場)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。</li> <li>造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。</li> <li>造成工事に伴う濁水は、計画区域内に設置する仮設沈砂池等により十分に沈降させてから排水する。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両には、歩行者並びに地元車両優先を指導し、実践させる。</li> </ul>	低減	事業者
造成地・施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域内に公園・緑地等を整備する。</li> </ul>	代償	事業者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努める。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げない。</li> <li>関連車両には、歩行者並びに地元車両優先を指導し、実践させる。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(13) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(史跡・文化財)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下部の改変を極力回避した造成計画とする。</li> <li>県、市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。</li> </ul>	回避	事業者

表 11.1-1(14) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(日照障害)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう指導していく。</li> <li>「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(15) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(電波障害)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域周辺において、計画建物による電波受信障害が生じた際には、受信障害の改善方法等について関係者と協議し、必要な対策を講じるよう要請する。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(16) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(廃棄物等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底するとともに再資源化及び再利用の促進を図る。</li> <li>建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等を要請する。</li> </ul>	低減	事業者
施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対して、排出抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう要請する。</li> <li>進出企業に対して、処理水の排出抑制、雨水の再生利用促進及び有効利用等に努めるよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(17) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(温室効果ガス等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>・ 建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械等を採用するように努める。</li> </ul> <p><b>【予測条件】</b>            小燃費建設機械の採用率                バックホウ 6%                ブルドーザー 8%                タイヤショベル 4%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。</li> <li>・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空吹かしは行わないよう徹底する。</li> <li>・ 資材運搬型等の車両のエコドライブを推進する。</li> </ul> <p><b>【予測条件】</b>            燃料消費率 10%改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	事業者

表 11.1-1(18) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(温室効果ガス等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域内に緑地を配置するとともに、各立地企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。</li> <li>・各立地企業に対し、「地球温暖化対策計画」に基づく産業部門における取り組みとして、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する。</li> </ul> <p><b>【予測条件】</b> エネルギー消費量 10%削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する。</li> <li>・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事に提出するように指導する。</li> <li>・進出企業に対し、平成22年3月（平成26年7月改訂）に策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」定められた各種対策に講ずるように指導する。</li> <li>・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように指導する。</li> <li>・進出企業に対し再生可能エネルギーの導入及び活用を要請する。</li> </ul>	低減	事業者  事業者 進出企業
自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう各立地企業に指導する。</li> <li>・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空吹かしは行わないよう、各立地企業に指導する。</li> <li>・関連車両のエコドライブを推進するよう指導する。</li> </ul> <p><b>【予測条件】</b> 燃料消費率 10%改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対し高効率な機器の導入や次世代自動車等の低燃費車の導入等を促す。</li> </ul>	低減	事業者 進出企業

